

( 公 印 省 略 )  
答 申 第 202 号  
令 和 7 年 9 月 4 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和7年2月19日付け諮問第138号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと  
について、別紙のとおり答申します。

記

建築士事務所への監督処分に関する文書

## 第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定において、「争点」欄のうち、前提論点を記載した箇所（同欄第1段落）及び「本県の判断」欄のうち、結論を示した箇所（同欄第4段落）は公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

## 第2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

### 1 公文書の公開請求

令和6年10月27日付けで、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

### 2 実施機関の決定

令和6年11月6日、実施機関は、本件公開請求について、特定の建築士事務所の開設者について、調査の上、実施機関としての判断を記載した資料のうち、工事監理の適法性等を検討した部分（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例第6条第6号に規定する非公開情報が記載されているため全部非公開とすることとして公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

令和6年12月6日付けで、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

令和7年2月19日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 本件審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求め、情報の公開を求める。

## 2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書等において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

### (1) 審査請求書（令和6年12月6日付け。一部原文のまま）

ア 本公文書は、兵庫県情報公開条例第6条2号の「著しく不当な事業活動に関する情報を除く。」に該当し、公開されるべきものである。

(ア) 本情報に記載されている業者は、「建築事務所の開設者兼代表取締役社長に回答の内容を確認の上、工事監理報告書に記載の雑工事、手直し工事、外観機能検査、外構工事等の点検においては社内●課において実施している」と回答しており、業者は●課という専門の部署を設け、建築士事務所に登録された建築士でない職員に工事監理をさせている。

(イ) 建築士でなければ、設計又は工事監理をしてはならない（建築士法第3条）。第3条の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされている。

(ウ) 工事監理報告書に記載された「雑工事・手直し工事、外観機能検査及び外構工事（ステップ・配管等）」が、建築士法第2条8項に規定する建築士の行う工事監理の範囲外との法的根拠はなく、建築士でない職員に工事監理をさせた同業者の行為は建築士法第3条に反し犯罪である。

(エ) 本公文書に対し、「令和6年●月●日に情報公開された「建築士事務所への開設者への監督処分」に関する本県の判断資料（工事監理の範囲関連）」という文書で、雑工事等は、建築士が行う工事監理であることが情報公開（建指第●号（令和6年●月●日））によって明らかになるとともに、業者の主張への同意がなく、また、その同意があったとする業者の根拠である確認書が、業者側の契約不履行となっている状態において、刑事告発等せず、刑事罰の免責を継続していることが、適法であることを示す公文書は存在せず違法である（建指第●号（令和6年●月●日））。

(オ) 建築士法に基づく適法な工事監理が行われておらず、災害時等での生命への危害があるとともに、財産権を侵害されている。

イ 本公文書は、兵庫県情報公開条例第8条の「公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」に該当し、公開されるべきものである。

(ア) 刑事告発等せず、刑事罰の免責を継続していることが、適法であることを示す公文書は存在せず違法であることが判明（建指第●号（令和6年●月●日））しているにも係わらず、現在まで再調査等を行われていない。

本文書が公開されないことが、再調査や刑事告発することなく、違法な刑事罰の免責が継続する原因となっていることから、公益上特に必要がある場合に該当し、公開することができる文書である。

(イ) 「申出者から業者の主張への同意があった」とする業者の主張が、申出者に確認することなく記載され、申し出者の同意がなかったにもかかわらず、業者の主張に基づき、県が適法との判断し、刑事告発することなく、刑事罰を免責している。本文書を公開し、申出者に業者の主張を確認し、適正な調査をすることが、公益上特に必要であるので、公開することができる文書である。

(ウ) 本業者は、●課という専門の部署を設け、他の契約者にも違法な工事監理を行っており、他の多数の契約者も、災害時等での生命への危害が存在するとともに財産権が侵害されている。公益上特に必要であるので、公開することができる文書である。

ウ 兵庫県が非公開とする理由が、条例と合致せず根拠がない。

(ア) 刑事告発等せず、刑事罰の免責を継続していることが、適法であることを示す公文書は存在せず違法であることが判明（建指第●号（令和6年●月●日））しており、公開できない理由は、兵庫県による公務員の告発義務違反（刑事訴訟法239条2項）や犯人隠避（刑法第103条）を示す文書であるためであり、非公開とできるとする理由が条例と合致しない。

(イ) 本公文書は、申出者が、刑罰に該当する建築士法違反の疑いのある業者の刑事告発等を求めたのに対し、兵庫県が業者は建築士法に違反しないと判断した文書であり、兵庫県が非公開の理由とする「兵庫県情報公開条例第6条6号ア～オ」のいずれにも該当しない。

(ウ) 非公開とされた文書の下部は、建指第●号（令和6年●月●日）により、情報公開されており、文書の形状から、同一の秘密区分等であることから、建指第●号（令和6年●月●日）で非公開とされた部分が公開できない理由がない。

エ 本公文書を公開しないことは、情報公開・個人情報保護審議会による建築指導課の公務員の告発義務違反等への加担である。建指第●号（令和6年●月●日）により、刑事告発等せず、刑事罰の免責を継続していることが、適法であることを示す法的根拠がないことが明らかとなっており、本公文書を公開しないことは、情報公開・個人情報保護審議会による公務員の告発義務違反及び犯人隠避への加担である。

### 3 意見書（令和7年3月10日付け。一部原文のまま）

(1) 第4・1に対する意見

実施機関としては、当該前提に立つものではないと主張するが、何らの法的根拠もなく、違反者に犯罪行為の疑いがあることは明らかである。県職員が犯罪の疑いのある違反者を長期間刑事告発しないことは、公務員の告発義務違反及び犯人隠避である。5ヶ月以上審査請求の裁決書が送付されないのはその証左である。

(2) 第4・2に対する意見

ア 違反者の刑事告発及び監督処分を求めたものであり、刑事告発を行わないことに関する主張がなされておらず理由とならない。刑罰に該当する情報提供を受け、適法とする法的根拠や調査結果がないにも係わらず、長期間検察に刑事告発を行わないことは公務員の告発義務違反である。

イ 適法との法的根拠がなく違反者の行為は犯罪の疑いがあることは、アに述べたとおりである。非公開の理由として、取り締まりの回避等を主張するが、兵庫県知事が所掌する事務において、法律違反の疑いによる刑罰に該当する情報提供を受け、違反者の刑事告発を求められた県職員が、公務員の告発義務に違反し、刑事告発しておらず、かえって実施機関の調査の実効性が失われており、理由とならない。

ウ 非公開の理由として、事業の適正な遂行と主張するが、既に、公務員の告発義務等が発生しており、公開して、なぜ、事業が適正に行なわれなかったのかが明らかとすべきである。

非公開とする理由を、条例第6条第6号としているが、上記に述べたとおり非公開とすることにより、かえって6号の要件を満たしておらず理由とならない。

エ 非公開の理由は、建築指導課職員による公務員の告発義務違反等を隠蔽するためであり、条例第6条6号の要件を満たしていない。よって、公開されるべきものである。また、公開して、実施機関の調査の実効性を担保して、違反者を刑事告発するとともに、なぜ、事業が適正になされなかったのかを明らかにすることが、兵庫県情報公開条例第8条の「公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」に該当し、公開されるべきものである。

(3) 第4・3に対する意見

ア 6号の要件を欠いており、公益上特に必要な理由が存在することから公開されるべき文書である。特に、建築士事務所に登録された建築士による適法な工事監理を受けておらず、危険であることを県が公開しないことは、同業者と契約した県民への背信行為であり、公益上特に公開が必要である。

- イ 兵庫県に、犯罪の疑いのある業者を刑事告発するかしないかの権限がないにもかかわらず免責した違法な文書であり、6号で保護される文書ではない。
- ウ 県職員による公務員の告発義務違反等が明らかになっており、本公文書を公開しないことは、情報公開・個人情報保護審議会による公務員の告発義務違反及び犯人隠避への加担であることは、審査請求書に記載したとおりである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明等において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

##### 1 公文書公開請求

本件請求における記載には、「雑工事、手直し工事等は、建築士事務所に登録された建築士が行う工事監理であることが情報公開によって明らかになった。」、「建築士法違反の犯罪であるとともに適法に建築されていないことから、災害時等での生命への危害、また、財産権を侵害している建築士事務所開設者が、刑事告発等をされず免責された理由を示す部分」等とあり、当該建築士事務所の開設者につき確定した違反行為等があるかのような前提が記載されるも、実施機関としては当該前提に立つものではない。

なお、当該建築士事務所の開設者について、調査の上、実施機関としての判断を記載した資料のうち、工事監理の適法性等を検討した部分（以下「本件対象公文書」という。）を本件請求の対象と特定した。

##### 2 本件処分の理由について

本件対象公文書には、特定の建築士事務所の開設者において建築士法違反があるとする県民からの申告に対する、当該開設者の主張、争点及び実施機関の判断が記載されている。

実施機関は、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に違反する行為がある開設者に対して同法第26条に基づく監督処分及び同法第26条の2による調査・検査を行うことができる。

実施機関が行う調査は、開設者が違反行為をしたかの事実確認、事実が確認された場合において監督処分をするか否か、監督処分をする場合にいかなる処分を選択するかなどの判断の前提となる事実を把握する目的で行うものであって、これに係る事務を適正に遂行することは必要不可欠なものである。

そして、同法に係る解釈を踏まえ、どのような事実関係について、どのような手法により調査し、調査により把握した事実関係のうちどのような点を重視する

かなどの着眼点や手法等が公になれば、取締りを免れようとする者が、過去の事例を踏まえて取締りを回避するため、取締りを免れるための虚偽申告、証拠の改ざん・隠滅等を行うなど、実施機関の調査の実効性が失われることとなる。

本件対象公文書は、同法に係る解釈を踏まえ、調査に係る事実関係のうち実施機関として重視した事実関係や、事実関係を踏まえた同法への適合性の検討過程が記載されており、これらが公になると、調査の着眼点や手法等が推知され、「県の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」又は「当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるため、非公開としたものである。

### 3 審査請求人の主張への反論等

本件審査請求に関する件につき、以下のとおり反論等する。

#### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、次のとおり主張している。

ア 当該公文書は、条例第6条第2号の「著しく不当な事業活動に関する情報を除く。」に該当し、公開されるべきものである。

イ 当該公文書は、条例第8条の「公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」に該当し、公開されるべきものである。

ウ 兵庫県が非公開とする理由が、条例と合致せず根拠がない。

エ 当該公文書を公開しないことは、情報公開・個人情報保護審議会による建築指導課の公務員の告発義務違反等への加担である。

#### (2) 審査請求人の主張に対する反論

実施機関が、本件対象公文書について公開できない理由は、上記2のとおりである。審査請求人は、当該公文書は公開されるべきものと主張しているが、次のとおり反論する。

ア 実施機関は、条例第6条第6号に規定する非公開情報が記載されているため非公開としたもので、条例第6条第2号ただし書（「著しく不当な事業活動に関する情報を除く。」）に該当するので公開すべきとの主張は前提を欠いている。

イ 条例第8条については、実施機関において「公益上特に必要があると認め

るときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」とするが、本件において、非公開とすることにより保護される利益（実施機関が監督処分に際して将来にわたり行う調査の実効性）に比して、本件対象公文書を公開する公益上の必要性が優越するとする事情は何ら明らかではない。

ウ 条例第6条第6号に該当するため非公開としており、条例の趣旨に合致している。

エ 公文書非公開決定の段階においては、事前に情報公開・個人情報保護審議会へ諮問するという規定はなく、実施機関が決定するものである。

#### 4 結論

以上のとおり、本件請求に対する実施機関の本件処分は妥当なものである。

### 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 条例第6条所定の非公開情報該当性について

実施機関は、本件対象公文書における工事監理の適法性等を検討した部分の記載内容につき、条例第6条第6号の非公開情報に当たるとして本件処分を行ったところ、審査請求人はこれを争っている。

実施機関は、本件対象公文書には、調査に係る事実関係のうち実施機関として重視した事実関係や、事実関係を踏まえた建築士法への適合性の検討過程が記載されており、これらが公になると、調査の着眼点や手法等が推知され、取締りを免れようとする者が、過去の事例を踏まえ、取締りを免れるための虚偽申告、証拠の改ざん・隠滅等を行うなど、実施機関の調査の実効性を損なう旨を説明している。

#### 2 審議会において本件対象公文書を見分したところ、次のとおりである。

##### (1) 事業者の主張を記載した欄

当該欄は、実施機関において事業者からの聴取内容を記載した部分である。

ここで、当該聴取内容が、公になるとした場合、行政に対して率直に回答した内容を材料として、顧客が事業者に対し苦情を申告してくるなど、争訟を含む顧客対応等の業務に支障を及ぼし得るものであり、「法人…に関する情報…であって、公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第2号）として非公開とすべきと考えられる。

また、当該聴取内容が公になるとした場合、事業者においては、そもそも聴

取を拒否したり、聴取に応じたとしても、実施機関にありのままを述べず、消極的な回答態度に終始する可能性があり、実施機関が行う同種の指導監督業務について支障が生ずるおそれがある（条例第6条第6号）と考えられるため、実施機関が非公開としたことは妥当である。

## (2) 「争点」欄

同欄第1段落については、事業者において建築士法違反があるか否かを検討するにつき、前提とすべき争点を簡潔に記載した部分である。

当該部分を公にしたとしても、当該事業者の主張を推知し得るものではなく、条例第6条第2号所定の非公開情報には該当せず、また、実施機関における建築士法違反疑い案件における調査等において、違法行為の企図又は隠ぺいを行おうとする者が、証拠隠滅や虚偽申告をする手掛かりとなるとは言い難く、条例第6条第6号所定の事務への支障は想定し難く、当該部分は公開することが相当である。

なお、「争点」欄のうち、上記以外の部分については、実施機関において必ずしも検討をする論点ではないため、当該部分を明らかにすると、当該事業者の主張を推知させ、当該事業者の正当な利益を害するおそれ（条例第6条第2号）又は実施機関が行う指導監督業務における着眼点を公に確知せしめることとなり、同種の指導監督業務について支障が生ずるおそれがある（条例第6条第6号）と考えられるため、実施機関が非公開としたことは妥当である。

## (3) 「本県の判断」欄

同欄は概ね次のような構成である。

- ① 同欄第1段落は、特定の法令の特定の箇所を引用しつつ、工事監理（建築士法第2条第8項）の手法として許容される範囲を論述した部分
- ② 同欄第2ないし第3段落は、実施機関として関係者に聴取した内容
- ③ 同欄第4段落は、上記①②を踏まえ、結論を示した部分
- ④ 特定の法令の特定の箇所を引用した部分

### ア 上記①及び④

上記①及び④は、事業者の主張を踏まえ、特定の法令の特定の部分を引用しつつ、事業者において建築士法違反があるか否かを検討した部分である。

ここで、特定の法令の特定の部分を公にすると、事業者の主張を推知させ、当該事業者の正当な利益を害するおそれ（条例第6条第2号）又は実施機関が、特に当該部分に着目し、取締りに当たり参照していることを確定させ、違法行為の企図又は隠ぺいを行おうとする者が、実施機関の行う調査の妨害又は対抗措置をとることを容易とする具体的なおそれがあるものと認められる（条例第6条第6号）。

イ 上記②

実施機関が事業者に対して行った聴取内容であり、上記(1)に同じく、非公開とすることが妥当である。

ウ 上記③

①②を踏まえ、結論を端的に示した部分であり、当該事業者の主張を推知し得るものではなく、条例第6条第2号所定の非公開情報には該当せず、また、実施機関における建築士法違反疑い案件における調査等において、違法行為の企図又は隠ぺいを行おうとする者が、証拠隠滅や虚偽申告をする手掛かりとなるとは言い難く、条例第6条第6号所定の事務への支障は想定し難く、当該部分は公開することが相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和7年2月19日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和7年3月11日	・ 審査請求人から同月10日付け意見書を受領
令和7年4月18日 第2部会（第127回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年5月28日 第2部会（第128回）	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
令和7年6月27日 第2部会（第129回）	・ 審議
令和7年8月8日 第2部会（第130回）	・ 審議
令和7年9月2日 第2部会（第131回）	・ 審議
令和7年9月4日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 木 村 倫太郎

委 員 手 塚 昌 美

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男